

子育てを支援する給付制度をお知らせします

問 子育て支援課 ☎ 6716・6717



✳️子育て家庭への手当・助成

児童手当

- ▶ **支給対象**
0歳から中学校修了前（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の子どもを養育している人
- ▶ **支給額**（児童1人に付き月額）
【所得制限未満の場合】
3歳未満：15,000円
3歳～小学生：10,000円（第2子まで）
15,000円（第3子以降）
中学生：10,000円
【所得制限以上、所得上限（※）未満の場合】
5,000円
【所得上限以上の場合】
対象外

- ※所得上限について
令和4年10月支給分より、所得上限が設定され、上限を超えた場合児童手当等は支給されず、認定が消滅となります。消滅となる人へは消滅通知を送付します。通知を受けた人は手続きなどは不要です。
- ◆ **令和4年度から現況届の提出が不要になります**
毎年6月に提出いただいていた現況届が原則不要になります。
※ただし、次に該当する人は引き続き現況届の提出が必要です。案内を送付します。
(1)特別な事情により、住民票の所在地が十和田市と異なる人
(2)支給要件の児童の戸籍や住民票がない人
(3)離婚協議中で配偶者と別居している人
(4)法人である未成年後見人、施設、里親などの受給者
(5)その他、十和田市から提出の案内があった人

子ども医療費助成

- 中学生までの子どもに係る医療費の全額を保護者に助成します。
- ▶ **支給対象**
市内に住所を有し、各種医療保険に加入している0歳から15歳までの児童（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）
※所得制限があります。ただし、国民健康保険加入の乳児（1歳の誕生日末日まで）の保護者には所得制限がありません。
- ▶ **支給額**
入院や通院などに係る医療費（入院時食事療養費、保険適用外の費用を除く）の全額

特別児童扶養手当

- ▶ **支給対象**
重度障害児（※1）、中度障害児（※2）または内部障害があり、病状が重度障害児または中度障害児と同等の障害と認められる児童
※1 … 身体障害者手帳1級～2級（内部障害を除く）、愛護手帳Aまたはこれらと同程度の障害がある児童
※2 … 身体障害者手帳3級または4級の一部（いずれも内部障害を除く）、愛護手帳Bの一部またはこれらと同程度の障害がある児童
- ▶ **支給額** ※所得制限があります。
児童1人に付き月額 【重度障害児の場合】 52,400円
【中度障害児の場合】 34,900円

✳️ひとり親家庭などへの支援 ※所得制限があります。

児童扶養手当

- ▶ **支給対象**
離婚などの理由により、ひとり親として児童（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）を監護している母、児童を監護し生計を同じくしている父、または父母に代わって児童を養育している人
- ▶ **支給額**
児童1人に付き月額（目安）
【全部支給の場合】
児童1人の場合：43,070円
2人の場合：53,240円
【一部支給の場合】（所得制限による）
児童1人の場合：10,160円～43,060円
2人の場合：15,250円～53,220円
※児童が3人以上の場合はお問い合わせください。

ひとり親家庭等医療費助成

- ▶ **支給対象**
次のいずれかに該当する人
①ひとり親家庭の父または母と児童（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）であり、父または母と児童のいずれも市内に住所を有する人
②父母のいない児童
- ▶ **支給額**
入院や通院などに係る医療費（入院時食事療養費、保険適用外の費用を除く）
【児童】 自己負担額の全額
【父または母】
自己負担額のうち、医療機関ごとに、1カ月に付き1,000円を超えた額
（処方箋が発行された場合は、病院と薬局の合計から1,000円を超えた額）

高等職業訓練促進給付金

- ひとり親家庭の父または母が、就職の際に有利となる資格を取得するため、養成機関で6カ月以上の修業をする場合に支給されます。
- ▶ **支給額** 月額 【市民税非課税世帯】 100,000円
【市民税課税世帯】 70,500円
- ▶ **対象資格** 看護師・保育士などのほか、雇用保険制度の教育訓練給付金の指定教育訓練講座にあるシスコシステムズ認定資格※など
※ネットワークに関する資格の一つ
※対象となる資格については、お問い合わせください。

自立支援教育訓練給付金

- ひとり親家庭の父または母が、雇用保険制度の教育訓練給付金の指定教育訓練講座を受講することを支援するために支給されます。
- ▶ **支給対象**
市内に住所を有し、20歳未満の子を扶養しているひとり親家庭の父または母
※教育訓練受講前に事前相談が必要となります。
- ▶ **支給額**
入学金と受講料の合計額（上限800,000円）

◆ いずれの支援も、申請して認定されないと受給できません。詳しくは、子育て支援課へお問い合わせください。

NEW

出産費用助成

- 子育てする家庭の経済的負担を軽減し、子どもを産み育てやすい環境を整備するため、出産にかかった費用の一部を助成します。
- ▶ **支給対象**
市内に住所を有する子どもの生まれた世帯の両親のいずれか
※令和4年4月1日以降に生まれた子どもを対象とします。
- ▶ **支給額**
出産費用の実費額から、医療保険各法より支給される出産育児一時金や付加給付金、高額療養費を控除した額（上限50,000円）

令和4年度 産後の親子への 助成制度や事業のお知らせ

問 健康増進課 ☎ 6797

NEW 産婦健康診査費の助成

- ▶ **支給対象**
令和4年4月1日以降に産後1か月健康診査を受診する産婦
- ▶ **内容**
産婦健康診査で受診した場合に検査に要した費用を助成します。
出生届け出時に受診票1回分をお渡しします。
※基本的な産婦健康診査以外の検査については有料となります。



産後ケア事業

- 出産後、自宅に戻った後から、赤ちゃんのお世話の仕方や、産後の体調、授乳の悩みなどに対して、助産師から支援を受けることができます。
- ▶ **利用対象**
・生後1歳に至るまでの乳児と産婦
- ▶ **利用料**
・訪問型（助産師が自宅へ訪問） 500円
・デイサービス型（助産院に通所） 2,000円
※市民税非課税世帯、生活保護世帯は自己負担なし
- ▶ **利用回数**
・訪問型のみ利用は7回まで
・デイサービス型のみ利用は5回まで
・どちらも利用する場合は通算7回まで

NEW 乳児の股関節脱臼検査を無料で受診できます

- ▶ **対象**
令和4年4月1日以降に出生した、生後3～5カ月の乳児
- ▶ **内容**
新生児訪問時に、受診票をお渡ししますので指定医療機関で受診してください。